

転倒災害の再発防止のための自主点検結果（令和3年度分）

神奈川県労働局労働基準部
安全課

当局管内の令和3年の労働災害による休業4日以上死傷者数は8,668人、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり前年比13.8%の増加となった。転倒災害の割合はコロナウイルス患者が増えたことで若干減少したが、それでも全体の約21%を占め、事故の型別では最多となった。転倒災害は、作業中の行動に起因するものが少なからずあり、原因究明と対策樹立に困難を伴うこともあるが、作業の「場所」と作業する「人」に着目すると問題点をわかりやすく整理することができる。

このような視点を踏まえ、当局では、令和3年度に各労働基準監督署（以降、「各署」という。）で実施した転倒災害の再発防止のための自主点検結果を、次のとおり取りまとめた。

1 自主点検の目的

転倒災害の発生を端緒に事業場における安全衛生活動の活性化を促すこと。

2 自主点検の対象

令和2年下期から令和4年3月頃にかけて休業見込み日数が1か月以上の転倒災害を発生させた事業場を対象とした。使用した自主点検表は、別紙のとおりである。

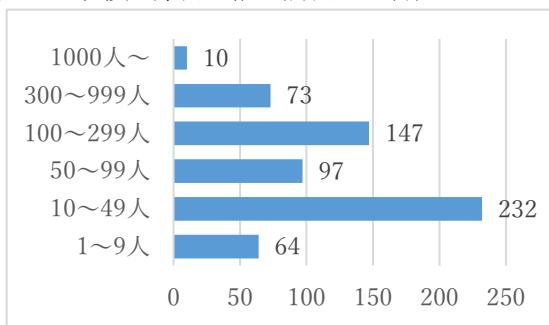
3 自主点検の回収事業場数

令和3年度に各署で実施した自主点検の回収数は623件であった。

(1) 規模別内訳

自主点検を事業場の規模別に集計したところ、図1のとおりであった。

図1 規模別集計内訳（合計623件）

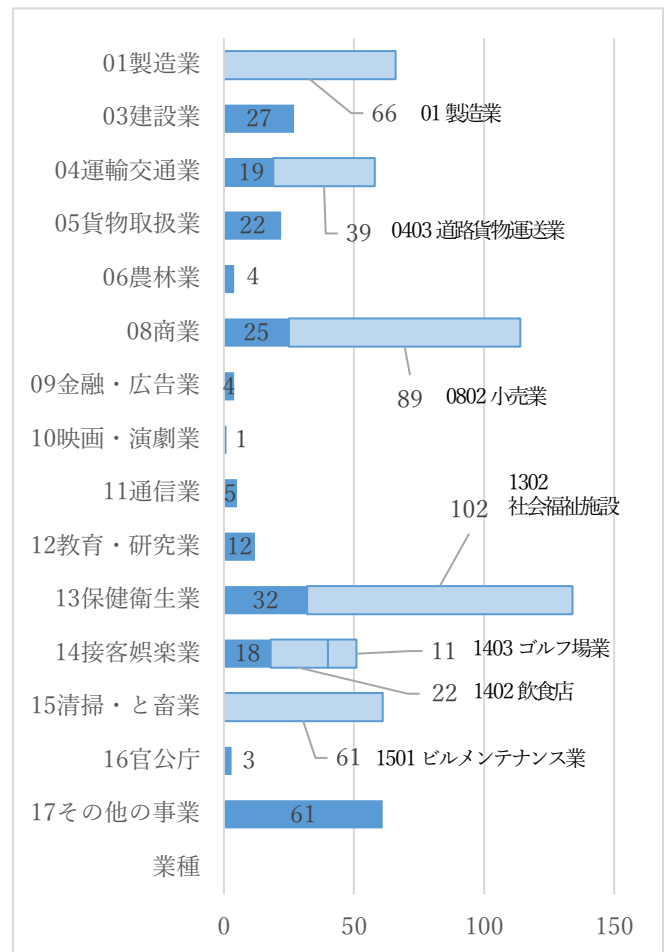


(単位：件)

(2) 業種別内訳

自主点検を事業場の業種別に集計したところ、図2のとおりであった。

図2 業種別集計内訳（合計623件）



(単位：件)

4 自主点検結果

自主点検回収数の上位の業種について、その細分類の構成などを踏まえ、次のとおり安全衛生管理体制、安全衛生委員会等の協議組織の有無及び転倒災害の原因を集計した。

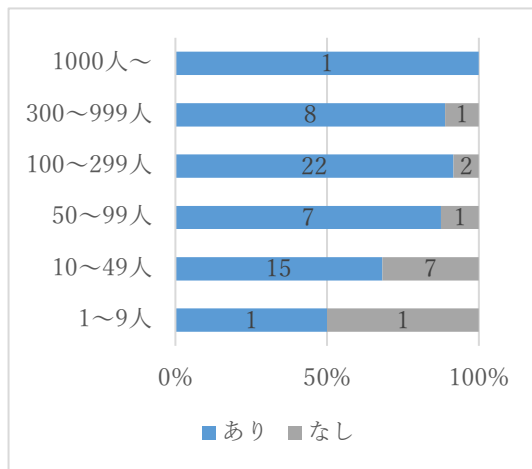
(1) 安全衛生管理体制

安全衛生管理体制の集計では、安全管理を担当する安全管理者、安全衛生推進者又は安全推進者（以下「安全管理者等」という。）に着目し、事業場の規模別に選任割合を整理した。

ア 製造業（回収数 66 件）

100 人以上では、安全管理者等の選任率が9割を超えたが、99 人以下では規模が小さくなるにつれ安全管理者等の選任率が低下した（図3-1 参照）。

図3-1 製造業の規模別安全管理者等の配置状況

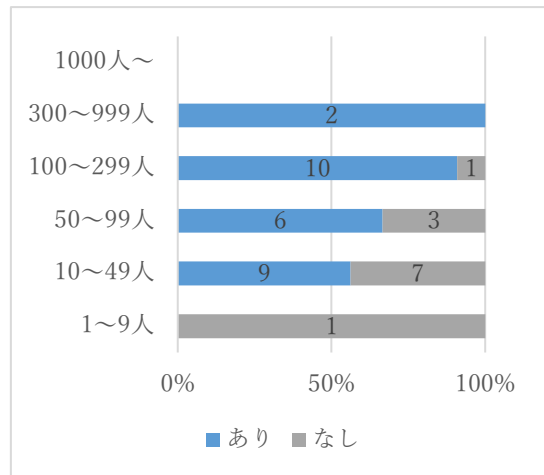


※ 図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 39 件）

100 人以上では安全管理者等の選任率が9割以上であったが、50～99 人で8割弱、10～49 人で5割強と規模が小さくなるにつれ選任率が低下した。9 人以下では回収数が限られるが安全管理者等は選任されていなかった（図3-2 参照）。

図3-2 道路貨物運送業の規模別安全管理者の配置状況

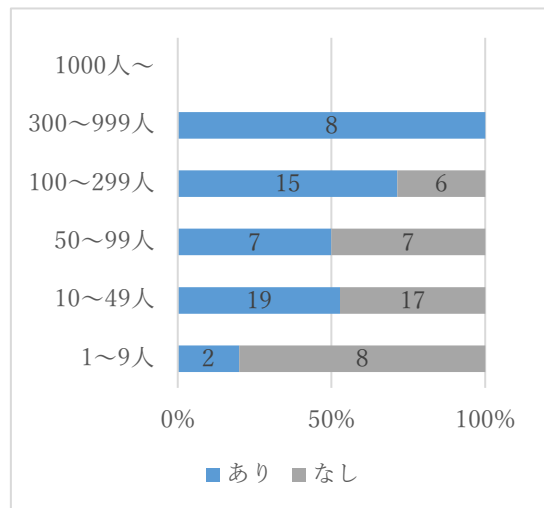


※ 図中の数値は回答数

ウ 小売業（89 件）

300 人以上では安全管理者等の選任率は100%であったが、規模が小さくなるにつれ選任率が低下し、製造業と比べると、安全管理者等の選任率は総じて低かった（図3-3 参照）。

図3-3 小売業の規模別安全管理者等の配置状況

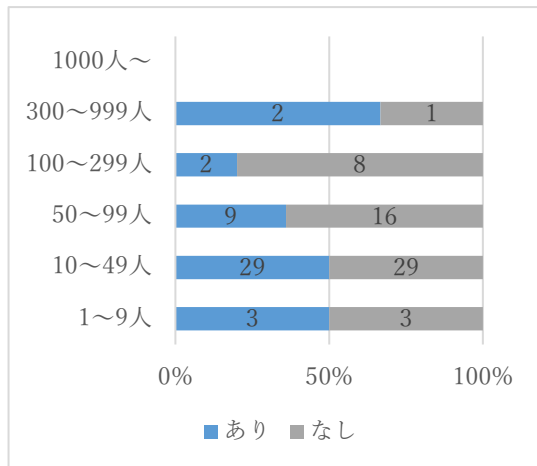


※ 図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 102 件）

300 人以上でさえ安全管理者等の選任率は6割に留まり、1～49 人の選任率が50～299 人を上回るといった逆転現象がみられた（図3-4 参照）。

図3-4 社会福祉施設の規模別安全管理者等の配置状況



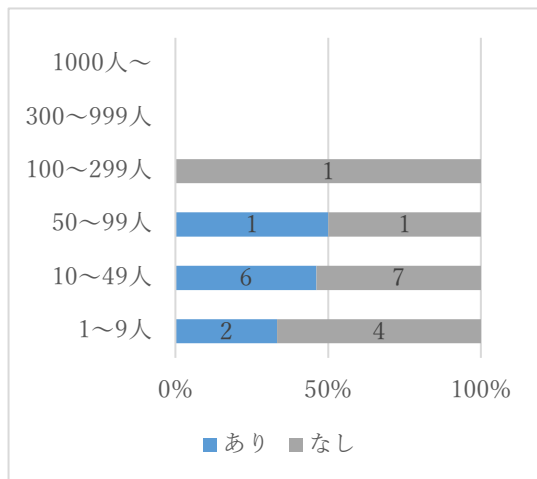
※ 図中の数値は回答数

オ 飲食店 (回収数22件)

安全管理者等の配置はいずれの規模も5割以下であった(図3-5参照)。

この要因として、飲食店は労働安全衛生法上、安全管理体制の整備が義務付けられていないことなどが考えられる。

図3-5 飲食店の規模別安全管理者等の配置状況



※ 図中の数値は回答数

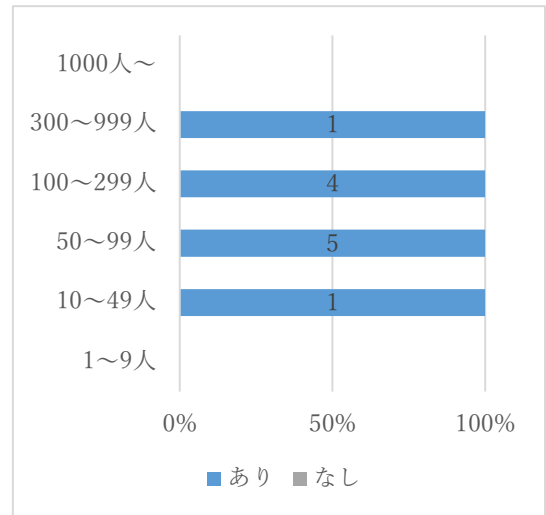
カ ゴルフ場業 (回収数11件)

回収数が限られるが、安全管理者等の選任率は100%であった(図3-6参照)。

この要因として、ゴルフ場業は労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務があることや

他のサービス業と比べると事業場の労働者数が多いことなどが考えられる。

図3-6 ゴルフ場業の規模別安全管理者等の配置状況

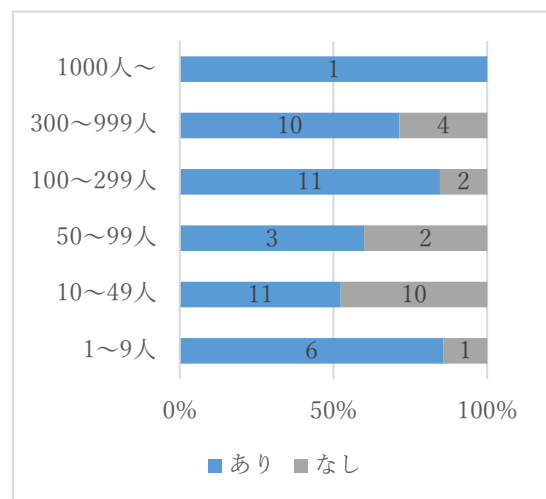


※ 図中の数値は回答数

キ ビルメンテナンス業 (回収数61件)

10～99人で安全管理者等の選任率が低かったが、100人以上では7割以上、1～9人では、集計対象とした全業種の中で、最も高い選任率であった(図3-7参照)。

図3-7 ビルメンテナンス業の規模別安全管理者等の配置状況



※ 図中の数値は回答数

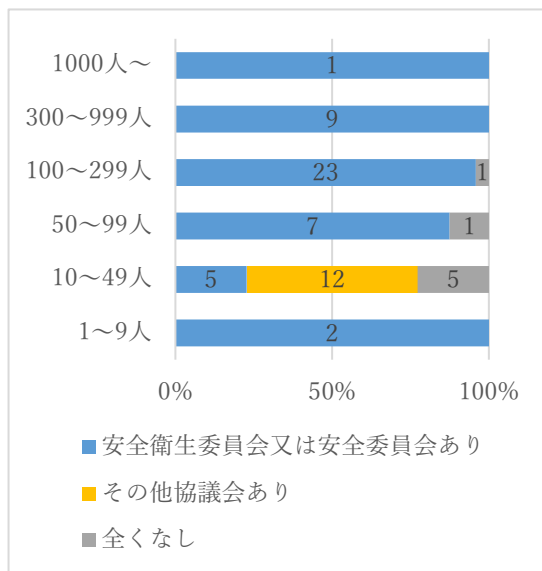
(2) 安全衛生委員会等

安全衛生委員会等の集計では、安全管理を担う安全委員会又は安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）に着目し、規模別に、安全衛生委員会等があるものを「安全衛生委員会又は安全委員会あり」、衛生委員会のみがあるものを「衛生委員会のみ」、これらに代えて関係労働者の意見を聴く機会（以下「その他協議組織」という。）があるものを「その他協議組織あり」、いずれにも該当しないものを「全くなし」に分類して整理した。

ア 製造業（回収数 66 件）

50 人以上では、おおむね安全衛生委員会等を設けていた。49 人以下では労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務付けはないが、高い割合でその他協議組織を設けていた。その他協議組織を含めると 7 割以上の事業場で何らかの協議組織を設置していた（図 4-1 参照）。

図 4-1 製造業の規模別の協議組織の有無



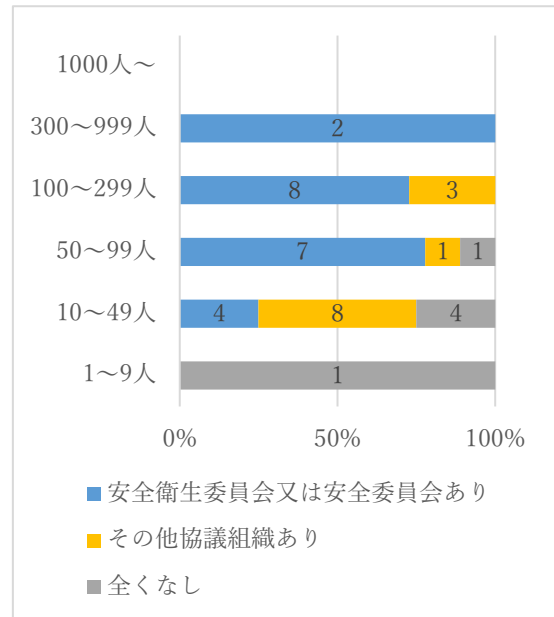
※ 図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 39 件）

50 人以上では、少なからず安全衛生委員会等の未設置が認められた。

10～49 人では労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務付けはないが、その他協議組織を含めると 7 割以上の事業場で何らかの協議組織が設置されていた（図 4-2 参照）。回答数が限られるが、1～9 人では安全衛生委員会等が設置されていなかった。

図 4-2 道路貨物運送業の規模別の協議組織の有無



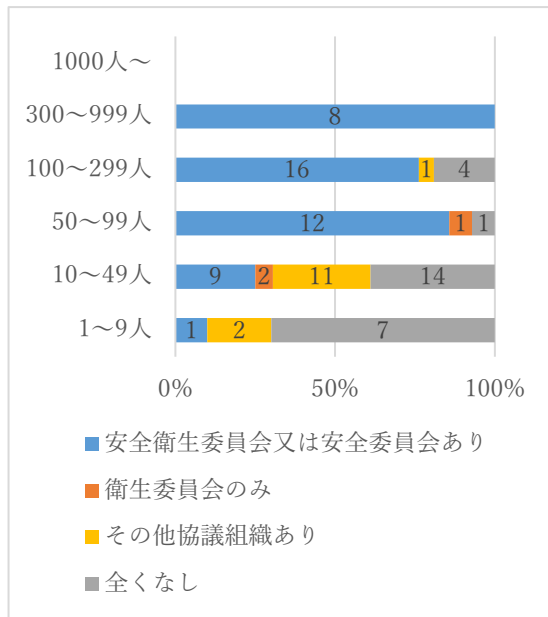
※ 図中の数値は回答数

ウ 小売業（回収数 89 件）

50 人以上では安全衛生委員会等を設けている割合は 7 割を超え、製造業と比較しても見劣りしない水準であった。

一方、49 人以下では、その他協議組織を含め何らかの協議組織がある割合は、10～49 人で約 6 割、1～9 人で約 3 割に留まり、同規模の製造業の水準と比較すると低い割合であった（図 4-3 参照）。これらの要因として、小売業（各種商品小売業などの業種を除く）は労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務付けがないこと及び製造業と比べると機械設備などが限られ、重篤な労働災害の発生が少なく、作業間の連絡調整や設備に関連する作業手順の見直しなどの機会が限られことが考えられる。

図4-3 小売業の規模別の協議組織の有無

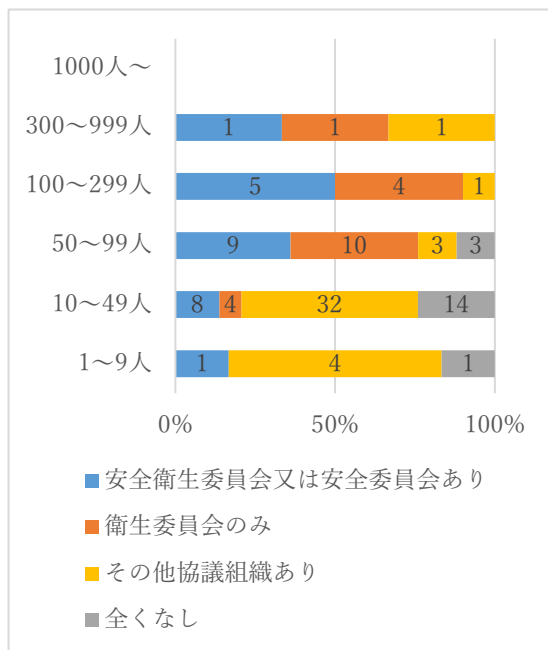


※ 図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設 (回収数 102 件)

最も高い 100 人以上でさえ安全衛生委員会等の設置割合は5割に留まり、10～49 人では2割に満たなかった。ただし、衛生委員会やその他協議組織を含めると何らかの協議組織のある割合は7割以上であった (図4-4 参照)。

図4-4 社会福祉施設の規模別の協議組織の有無



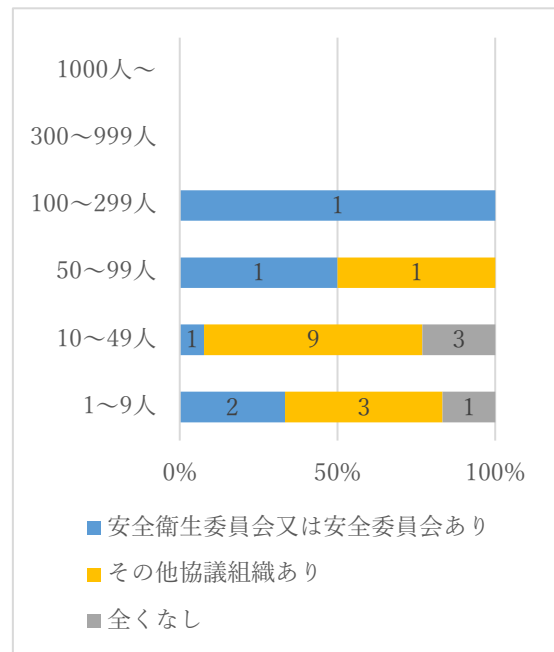
※ 図中の数値は回答数

オ 飲食業 (回収数 22 件)

飲食店は労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務付けはないが、小売業と比較すると安全衛生委員会等の設置割合は若干高く、その他協議組織を含めると8割近くとなった (図4-5 参照)。

しかし、上記 (1) オのとおり、飲食店では安全管理者等の配置が低調であるため、共通の目的のもと組織的に安全衛生活動を実施することが求められる。

図4-5 飲食店の規模別の協議組織の有無



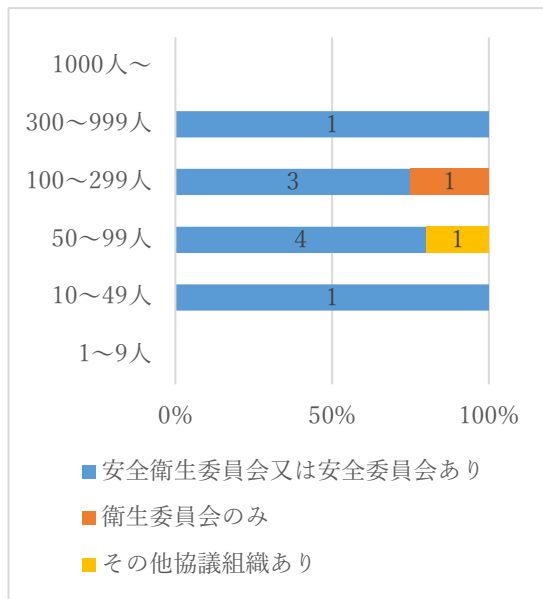
※ 図中の数値は回答数

カ ゴルフ場業 (回収数 11 件)

回収数が限られるが、安全衛生委員会等の設置割合は非常に高く、衛生委員会やその他協議組織を含めると、いずれの規模でも何らかの協議組織を設置していた (図4-6 参照)。

この要因として、ゴルフ場業は労働安全衛生法上、安全管理体制の整備の義務があることや、他のサービス業と比べると事業場の労働者数が多いことなどが考えられる。

図4-6 ゴルフ場業の規模別の協議組織の有無

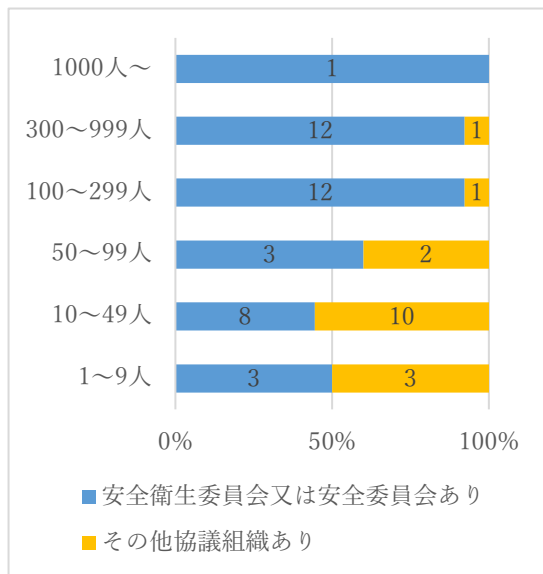


※ 図中の数値は回答数

キ ビルメンテナンス業 (回収数 61 件)

100 人以上では安全衛生委員会等はおおむね設置されていた。99 人以下では4割から6割の設置割合に留まったが、その他協議組織を含めるとすべての規模の事業場で何らかの協議組織が設置されていた (図4-7 参照)。

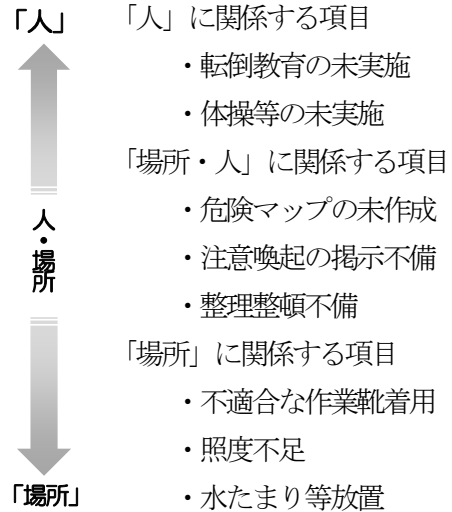
図4-7 ビルメンテナンス業の規模別協議組織の有無



※ 図中の数値は回答数

(3) 転倒災害の原因 (複数回答有)

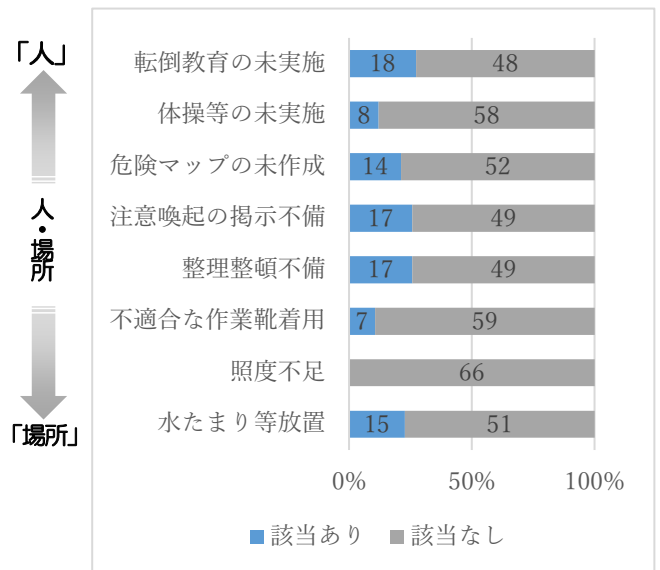
転倒災害の原因を、わかりやすく整理するため、設備や環境などに関する「場所」、教育や体力維持などに関する「人」、そして互いに関係するものを「場所・人」に区分した。



ア 製造業 (回収数 66 件)

「人」に関する転倒教育の未実施が最多であったが、「場所・人」に関する注意喚起の掲示不備、整理整頓不備がこれに次ぎ、「場所」に関する水たまり放置も少なくなかった (図5-1 参照)。

図5-1 製造業の転倒災害の原因 (全数 63 件)

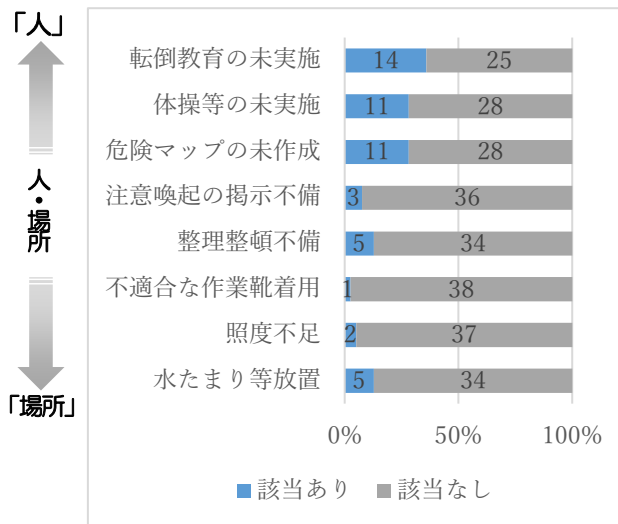


※ 図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 39 件）

「人」に関する転倒教育及び体操等の未実施が1位、2位であり、「場所」に関する「水たまり等放置」も多少あるが「人」又は「場所・人」に関する回答が多かった（図5-2参照）。

図5-2 道路貨物運送業の内訳（合計 58 件）

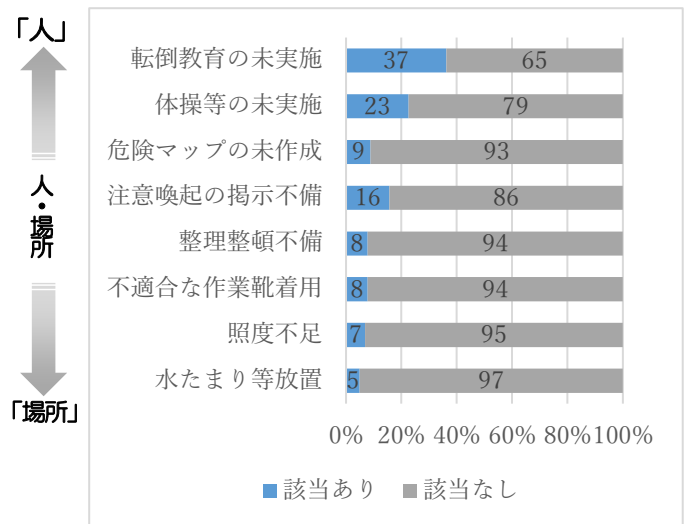


※ 図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設（回収数 102 件）

「人」に関する転倒教育及び体操等の実施が1位、2位であり、上記イ及びウと同じような傾向であったが、「場所」に関する回答がより少なかった（図5-4参照）。

図5-4 社会福祉施設の転倒災害の原因

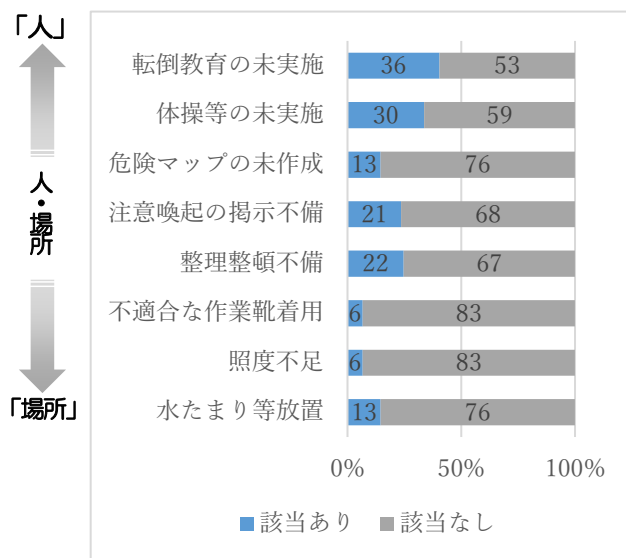


※ 図中の数値は回答数

ウ 小売業（回収数 89 件）

「人」に関する転倒教育及び体操等の未実施が1位、2位であり、上記イと同じような傾向であった。（図5-3参照）。

図5-3 小売業の転倒災害の原因

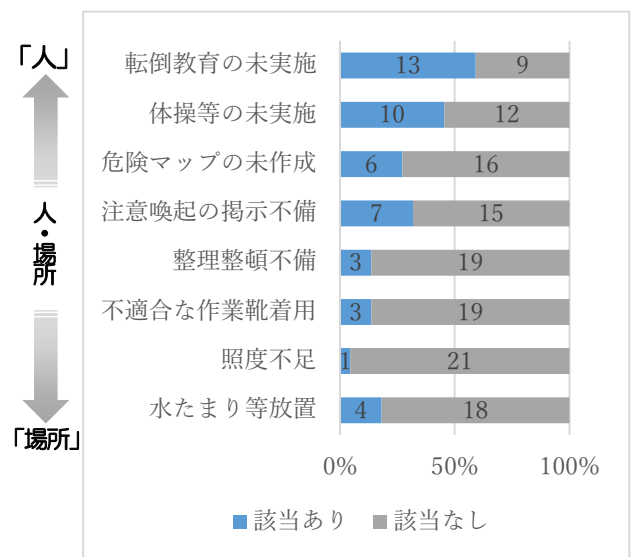


※ 図中の数値は回答数

オ 飲食店（回収数 22 件）

上記イ乃至エと同じような傾向であったが、転倒教育の未実施が6割、体操等の未実施が5割近くあるなど「人」に関する回答がより多かった（図5-5参照）。

図5-5 飲食店の転倒災害の原因



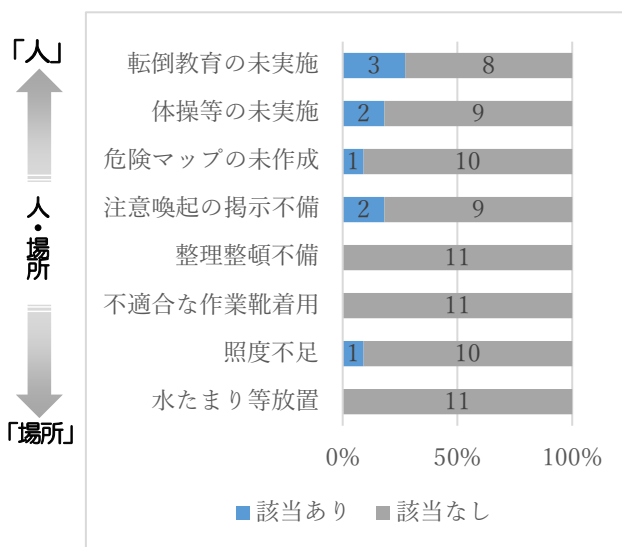
※ 図中の数値は回答数

カ ゴルフ場業（回収数 11 件）

「人」又は「場所・人」に関する項目の回答が上位であったが、全項目を通じて回答割合は少なく、特に「場所」に関する項目はわずかであった。（図5-6参照）。

この要因として、ゴルフ場業では一定程度、各種取組を実施したり、キャディーなど屋外での就労者が多く「場所」よりも「人」又は「場所・人」に関する項目を重要視している可能性が考えられる。

図5-6 ゴルフ場業の転倒災害の原因



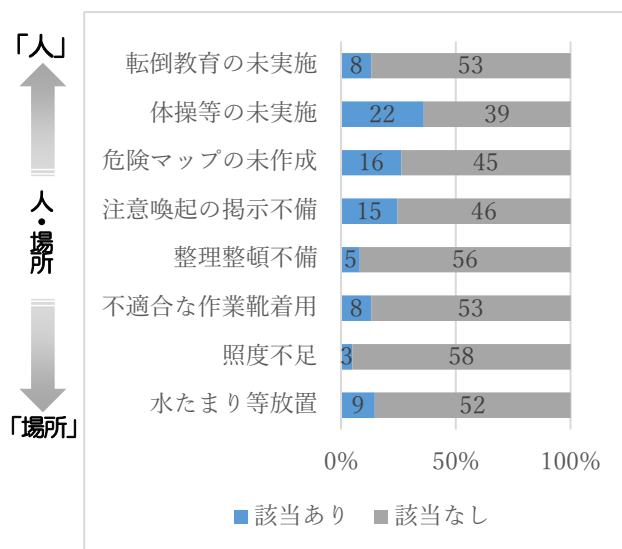
※ 図中の数値は回答数

キ ビルメンテナンス業（回収数 61 件）

「人」に関する体操等の未実施が1位、「場所・人」に関する危険マップの未作成、注意喚起の掲示不備が2位、3位となった（図5-7参照）。

この要因として、ビルメンテナンス業では就労場所が受託先となることが少なからずあり、自社管理による設備改修を含めた「場所」の安全対策が取りづらいことや、他の業種と比べると高年齢労働者の就労割合が高く「人」又は「場所・人」に関する項目を重要視している可能性が考えられる。

図5-7 ビルメンテナンス業の転倒災害の原因



※ 図中の数値は回答数

5 総括

(1) 今回の自主点検の取りまとめは回収数の多かった上位業種のうち、その細分類の構成を踏まえ、製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店、ゴルフ場業及びビルメンテナンス業の計7業種を集計対象とした。

(2) 安全衛生管理体制については、製造業、道路貨物運送業、ゴルフ場業及びビルメンテナンス業で安全管理者等の選任割合が高く、特にゴルフ場業の選任割合は100%、ビルメンテナンス業は規模の小さい1~9人でも8割以上と高水準であった。

一方、小売業及び飲食店では規模が小さくなるにつれ安全管理者等の選任割合が低下するという規模と選任割合の相関関係がみられ、社会福祉施設では規模に関係なく安全管理者等の選任割合は低かった。この要因として、労働安全衛生法上の安全管理者等の選任義務が関係しているほか、社会福祉施設では衛生管理者の選任割合が比較的に高いことを踏まえると（別添資料参照）、社会福祉施設では健康管理を主体としている可能性が考えられる。

一般論ではあるが転倒災害を削減するためには安全衛生管理体制の確立が不可欠である。近年、第三次産業で労働災害が増加する状況を踏まえると、

小売業、社会福祉施設、飲食店で安全管理者等を配置し共通の目的のもと組織的に安全活動を展開することが強く望まれる。

- (3) 安全衛生委員会等についても、労働安全衛生法上、安全管理体制の整備を義務付ける製造業、ゴルフ場業及びビルメンテナンス業で安全衛生委員会等の設置割合が高く、その他協議を含めるとビルメンテナンス業で100%、ゴルフ場業で100%に迫る水準であった。

道路貨物運送業及び小売業では300人以上で安全衛生委員会等の設置割合は100%であったが、これ以下では規模が小さくなるにつれ設置割合が低下した。このような傾向は飲食店でも同様であったが、飲食店ではその他協議組織を含めると小規模事業場においても高い割合で何らかの協議組織を設けていた。安全衛生委員会等を設置していない事業場では、既存の協議組織を活用することによって安全衛生委員会等の代替とすることも有効であると考えられる。

他方、社会福祉施設では安全衛生委員会等の設置割合は最も高い100人以上でさえ5割に留まり、規模が小さくなるにつれ設置割合は低下した。

しかし、衛生委員会又はその他協議組織が一定程度設置されており、効果的に衛生委員会やその他協議組織を活用できれば、安全衛生委員会等の代替機関となり得るものといえる。

- (4) 転倒災害の原因については、全業種を通じて「人」に関する項目の回答割合が高かった。転倒教育の未実施は全業種で1位、体操等の未実施も上位であった。この結果は、回答のあった事業場で各取組に課題を有していることを示すものである。転倒予防の教育や体操等は様々なものがあるが、各取組の効果を最大化するためには、転倒災害のメカニズムをよく理解し、「場所」の安全対策だけでなく、労働者自身の安全衛生意識の向上を図ることも重要である。

本取りまとめでは、わかりやすさを重視して転倒災害の原因を「場所」と「人」に区分したが、転倒

災害の要因は各個人の「内的要因」と周囲の環境の「外的要因」に大別される。具体的には、「内的要因」は病気、身体機能の低下、睡眠不足、気持ちの焦りなどである。「外的要因」は照度、床面の摩擦係数、降雪などである。そして危険箇所の管理などの「管理的要因」が関係するとされている⁽¹⁾。

このように整理すると、転倒予防の教育では、設備の問題などの「外的要因」の解消だけでなく、自身の心理的状态や健康状況が深く関係していることを教育することも効果的であり、体操等では、身体機能の向上など「内的要因」を意識した取組みが有効であると考えられる。特に高齢労働者については、一般的に年齢を重ねるにつれ身体機能が低下するといわれているため、エイジフレンドリーガイドライン⁽²⁾に基づく体力チェックにより転倒リスクを把握し、労働者自身の「気づき」によって安全衛生意識を向上させ、その上で転倒予防体操⁽³⁾などを実施することが推奨される。

- (5) 一方、「場所」に関する項目では、水たまり等放置が全業種を通じて多く、特に製造業では他の業種より回答割合が高かった。この結果は、回答のあった製造現場などにおいて床面の水、油、粉類などによる滑りの解消に課題を有していることを示すものである。これらの解消のためには設備的な改善を基本とすべきであるが、すぐに設備改修を実施することができない場合は、危険箇所の管理などの「管理的要因」の対応を考えてもらいたい。

- (6) 他方、「場所・人」に関する項目では、業種でバラツキはあるが、全体から見ると注意喚起の揭示不備が多かった。この結果は、回答のあった事業場で「見える化」などによる注意喚起の取組の余地があることを示すものである。当局では、令和2年度以降、転倒災害防止のための好事例を順次収集し、当局ホームページに掲載している⁽⁴⁾。この中には「見える化」の取組もあるためぜひ参考としてもらいたい。

- (7) 最後に、今回の自主点検の取りまとめでは、「安全管理」に着目し、安全管理者等の選任割合や

安全衛生委員会等の設置割合から各業種の課題などを整理したが、上記（４）のとおり転倒災害の要因には身体機能の低下など労働者の健康問題が密接に関係する。近年の高齢化の進展による高年齢労働者の増加を踏まえると、今後はより一層、労働者の健康確保や身体機能の維持、向上の取組みの重要性が高まると考えられる。事業場の安全衛生活動においては、安全衛生管理を一体として転倒予防の取組みを推進することが効果的である。

〈参考資料〉

- (1) 「転びの予防と簡単エクササイズ」



(中央労働災害防止協会書籍販売ページ)

- (2) 「エイジフレンドリーガイドライン」



(厚生労働省作成パンフレット)

- (3) 「転倒・痛予防！「いきいき健康体操」」
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金
労働安全衛生総合研究事業の一環)



(職場のあんぜんサイトの動画)

- (4) 「転倒災害防止のための取組事例」



(神奈川労働局HP)

転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書			
			令和 年 月 日
労働基準監督署長 殿			
		事業場名	
		業種	
		所在地	
		代表者氏名	㊟
令和 年 月 日発生した下記被災労働者に係る労働災害について、下記のとおり自主点検を実施しましたので報告します。			
1 被災事業場の安全衛生管理体制について教えてください			
(1)以下の安全衛生担当者のうち選任しているもの全てに☑をつけてください。			
☐安全管理者 ☐衛生管理者 ☐安全衛生推進者 ☐安全推進者			
(2)以下のうち実施しているものに○をつけてください。			
☐安全委員会 ☐衛生委員会 ☐安全衛生委員会 ☐その他(関係労働者の意見を聴くための機会を設けている)			
2 転倒災害が発生した原因として考えられるもの全てに☑をつけてください。☑をつけた項目については、改善措置を実施してください。			
No.	原因		
1	身の回りの整理・整頓を行っていなかった。通路、階段、出口に物を放置していた。		☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていなかった。		☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていなかった。		☐
4	転倒を予防するための教育を行っていなかった。		☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していなかった。		☐
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していなかった。		☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていなかった。		☐
8	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていなかった。		☐
3 上記原因の項目の他に今回の転倒災害の原因として考えられるもの及び今回の転倒災害を契機として新たに取 り組むこととした対策を記入してください。			
例) 4S、KY活動、見える化などの安全活動を推進する旗振り役として、安全推進者を配置した。 毎月1回、職場の総点検を実施することとした。・・・など。			
※記載しきれない場合、余白又は別紙に記載し、添付してください。			

※ 署によっては点検項目を追加した自主点検表を使用しているため、上記内容を基本項目として集計した。

表1 製造業の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	1	1 (100%)	1 (100%)	—	—
300～999人	9	8 (89%)	9 (100%)	—	—
100～299人	24	20 (83%)	19 (79%)	4 (17%)	2 (8%)
50～99人	8	6 (75%)	6 (75%)	1 (13%)	—
10～49人	22	2 (9%)	3 (14%)	13 (59%)	—
1～9人	2	1 (50%)	1 (50%)	—	—

表2 道路貨物運送業の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
300～999人	2	1 (50%)	2 (100%)	1 (50%)	—
100～299人	11	9 (82%)	9 (82%)	1 (9%)	—
50～99人	9	4 (44%)	4 (44%)	3 (33%)	—
10～49人	16	1 (6%)	3 (19%)	8 (50%)	—
1～9人	1	—	—	—	—

表3 小売業の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
300～999人	8	8 (100%)	8 (100%)	1 (13%)	—
100～299人	21	10 (48%)	17 (81%)	1 (5%)	4 (19%)
50～99人	14	6 (43%)	11 (79%)	1 (7%)	1 (7%)
10～49人	36	8 (22%)	11 (31%)	10 (28%)	5 (13%)
1～9人	10	1 (10%)	2 (20%)	1 (10%)	—

表4 社会福祉施設の安全管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
300～999人	3	1 (33%)	1 (33%)	1 (33%)	—
100～299人	10	1 (10%)	10 (100%)	—	1 (10%)
50～99人	25	2 (8%)	20 (80%)	3 (80%)	4 (16%)
10～49人	58	8 (14%)	12 (21%)	16 (21%)	7 (12%)
1～9人	6	2 (33%)	2 (33%)	1 (33%)	—

表5 飲食店の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
100～299人	1	—	1 (100%)	—	—
50～99人	2	1 (50%)	2 (100%)	1 (50%)	1 (50%)
10～49人	13	2 (15%)	7 (54%)	3 (23%)	1 (8%)
1～9人	6	—	1 (17%)	2 (33%)	—

表6 ゴルフ場の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
300～999人	1	1 (100%)	1 (100%)	—	—
100～299人	4	4 (100%)	4 (100%)	1 (25%)	—
50～99人	5	5 (100%)	5 (100%)	—	—
10～49人	1	—	—	1 (100%)	—

表7 ビルメンテナンス業の安全管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	1	1 (100%)	1 (100%)	—	—
300～999人	14	9 (64%)	10 (71%)	—	1 (7%)
100～299人	13	9 (69%)	13 (100%)	6 (46%)	1 (8%)
50～99人	5	3 (60%)	3 (60%)	—	—
10～49人	21	6 (29%)	5 (24%)	5 (24%)	2 (10%)
1～9人	7	1 (14%)	2 (29%)	2 (29%)	3 (43%)